

使 用 申 請 確 認 書

尾道市本庁舎の多目的スペース、会議室、交流スペース等は市の業務に支障のない範囲で使用することができます。この場合、使用に当たっては、次の条件を満たす必要がありますので、内容を御確認のうえ、署名してください。

1 使用できる方は次のとおりです。

- (1) 市内に住所を有する人又は市内に通勤・通学している人
- (2) 市内に事業所や事務所を有する人又は法人その他の団体
- (3) 他の地方公共団体その他公共団体

2 次のいずれかに該当する場合は、使用できません。

- (1) 未成年者のみで使用する事。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うこと。
- (3) 営利を目的とすること。
- (4) 公序良俗を害するおそれがあること。
- (5) 施設を汚損又は損傷するおそれがあること。
- (6) 騒音、振動又は悪臭を伴うおそれがあること。
- (7) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うこと。
- (8) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行うこと。

私は、上記1のいずれかに該当し、かつ、上記2のいずれにも該当しないことを確認しました。

「使用許可申請書」の申請者と同じ
人になります。
必ず、自署してください。

年 月 日

申請者